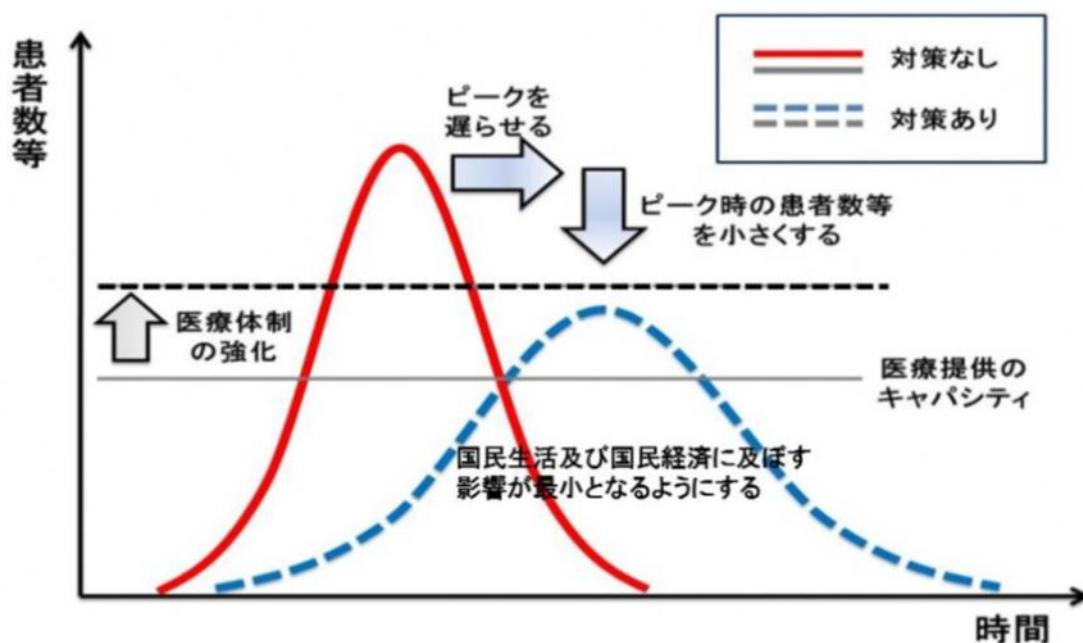


## 1 新型インフルエンザ等対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護する。
  - ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療の負荷を軽減。
  - ・患者数が医療のキャパシティを超えないようにして、治療の必要な患者へ医療を提供。
- ② 市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・感染拡大の防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより、市民生活及び社会経済の安定を確保。

### 「対策の効果 概念図」



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本項目

- 新型コロナの経験を踏まえ、「1 新型インフルエンザ等対策の目的」を達成するため、以下の13項目を設定。
- |                       |          |                  |
|-----------------------|----------|------------------|
| ①実施体制                 | ②情報収集・分析 | ③サーベイランス         |
| ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ⑤水際対策    |                  |
| ⑥まん延防止                | ⑦ワクチン    | ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 |
| ⑪保健                   | ⑫物資      | ⑬市民生活・社会経済の安定の確保 |

## 3 新型インフルエンザ等対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分。上記基本項目13項目ごとに、各時期に行う取り組みを記載。

### ◆新型インフルエンザ等対策特別措置法 (市町村行動計画)

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

※新型インフルエンザ等とは、

- |                                 |                 |
|---------------------------------|-----------------|
| ○新型インフルエンザ等感染症                  | 【感染症法第6条第7項に規定】 |
| ○指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）    | 【感染症法第6条第8項に規定】 |
| ○新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。） | 【感染症法第6条第9項に規定】 |

をいう。新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスの出現により発生し、ほとんどの人が、これら新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、重大な健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

# 「郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要（各論）



保健福祉部保健所総務課

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市行動計画及び業務継続計画を作成・変更</li> <li>新型インフルエンザ等の発生に備えた<u>研修や訓練の実施、人材の確保や育成</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部（任意）を設置</li> <li><u>保健所体制の強化及び予算の確保</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに市対策本部（特措法）に切替え</li> <li>緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止</li> </ul>
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的疫学調査<sup>1</sup>等に資する<u>情報収集体制の整備</u></li> <li>公表前の疫学情報漏えい等への対策のため<u>情報共有範囲や事案発生の場合の対応手順等を整理</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及びJIHS<sup>2</sup>が行うリスク評価に基づき講ずるべき<u>感染症対策を迅速に判断</u></li> <li>国が公表した“感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報”を市民へ分かりやすく提供・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症危機の状況に応じた、積極的疫学調査等の対象範囲や、調査項目の見直し</li> <li>初動期に引き続き、国が公表する情報を市民へ分かりやすく提供・共有</li> </ul>
③サーベイランス <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時の感染症サーベイランスの実施</li> <li>感染症サーベイランスに関する<u>研修や訓練を通じた人材の育成</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事の感染症サーベイランス（患者発生、疑似症、入院等）の開始</li> <li>サーベイランスから得られた感染症の特徴や病原体の性状等の情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行状況に応じた感染症サーベイランスの実施</li> <li>流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切り替え</li> </ul>
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時からの感染症に関する情報提供・共有</li> <li>偏見・差別等に関する啓発</li> <li>双方向のコミュニケーション<sup>5</sup>の体制整備や取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策に必要な情報提供・共有</li> <li>偏見・差別や偽・誤情報等への適切な対応</li> <li>市民の関心を把握し双方向のコミュニケーションを推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初動期に引き続き、対応</li> <li>こどもや高齢者等が重症化しやすい場合、その対策について科学的根拠等に基づき分かりやすく説明</li> </ul>
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者等に係る情報共有を円滑に行うため国が整備するシステムの更新状況を確認し、必要な準備を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検疫所からの通知に基づく<u>居宅等待機者等に対する健康監視の実施</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、県内の感染状況の悪化などにより、<u>健康監視の実施が困難な場合には、国へ代行を要請する。</u></li> </ul>

1 感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。

2 内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、設立された国立健康危機管理研究機構。感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

3 感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。

4 適切なリスク対応（意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動。

5 市民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

# 「郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要（各論）



保健福祉部保健所総務課

	準備期	初動期	対応期
⑥まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の<u>基本的な感染対策の普及</u></li> <li>・<u>新型インフルエンザ等発生時の対策強化に対する理解の促進</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法に基づく、患者や患者の同居者等濃厚接触者への対応（入院勧告・措置等、外出自粛要請、健康観察等）の確認</li> <li>・業務継続計画に基づく対応の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法に基づく、患者や患者の同居者等濃厚接触者への対応（入院勧告・措置等、外出自粛要請、健康観察等）の実施</li> <li>・病院、高齢者施設等に対する感染対策強化の要請</li> </ul>
⑦ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郡山医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた<u>接種体制の構築に必要な訓練</u>を平時から行う。</li> <li>・国が進めるDXの活用による迅速かつ正確な接種記録等の管理に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、<u>接種体制の構築</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から割り当てられたワクチンを医療機関へ割り当て、<u>初動期に構築した接種体制に基づき接種を開始</u>。接種記録の管理を行う。</li> <li>・ワクチンの安全性や副反応疑いに関する情報収集・提供</li> </ul>
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で）発生国・地域からの帰国者や有症状者等からの相談を受け、感染症指定医療機関等への案内を行う<u>相談センターを速やかに整備</u>できるよう、準備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>対応期に発熱外来を迅速に稼働させるべくその前提となる検査体制を速やかに整備</u></li> <li>・<u>相談センターを整備</u>し、感染したおそれのある者について、必要に応じて、感染症指定医療機関への受診につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等患者が発生した場合、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関・病床を確保している協定締結医療機関に<u>移送</u>する。</li> <li>・自宅療養者及び宿泊療養者に対する<u>パルスオキシメーターによる酸素飽和度の測定等</u>を行う体制を確保する。</li> </ul>
⑨治療薬・治療法	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等濃厚接触者や医療従事者、救急隊員等のうち十分な防御なく、ばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や、有症時の対応を指導する。</li> </ul>	—

# 「郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要（各論）



保健福祉部保健所総務課

	準備期	初動期	対応期
⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時からの検査試薬等の備蓄や検査機器の稼働状況の確認</li> <li>検体の搬送を含む訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに検査体制を立ち上げる</li> <li>検体の迅速な搬送が実施できるよう必要に応じて運送事業者等と協定等を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査体制の拡充</li> <li>リスク評価に基づく検査実施方針の見直し</li> </ul>
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修・訓練等を通じた保健所の人材育成</li> <li>保健所における交代要員を含めた人員体制、設備等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症有事体制への移行準備（保健所の人員参集・受援準備、物資・資機材の調達準備等）</li> <li>保健所における相談窓口の整備及び相談対応の実施、市民への情報提供・双方向的コミュニケーションの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送の実施</li> <li>自宅又は宿泊療養施設で療養する患者等に対する健康観察・生活支援</li> <li>流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し</li> </ul>
⑫物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策物資等の備蓄</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄物資等の供給に関し県や関係機関等と互いに融通する等の相互協力</li> </ul>
⑬市民生活・社会経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県及び市は、新型インフルエンザ等発生時の支援に係る行政手続や支援金等の給付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国からの要請を受けて火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の発生・まん延及びまん延の防止に関する措置により生じ得る事業者の経営への影響の緩和を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置や相談窓口の設置等について、公平性にも留意し、効果的に講ずるとともに、関係者への周知を行う。</li> <li>高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等</li> <li>臨時休業の要請等がなされた場合における教育及び学びの継続に関する支援</li> </ul>